



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成14年 9月24日火曜日 第1393号

◇ 目 次 ◇

瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....	1027
貸金業者の登録取消し.....	1028
地籍調査の成果の認証.....	1029
町営土地改良事業の施行の同意.....	1029
海砂利採取海域の指定.....	1029
道路の位置の指定（3件）.....	1029

告 示

○愛媛県告示第1572号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県庁及び松前町役場において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成14年 9月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
伊予基準寝具株式会社
伊予郡松前町大字出作字楠木 528 番地の 1
代表取締役 森永 秀則
- 事業場の名称及び所在地
伊予基準寝具株式会社
伊予郡松前町大字出作字楠木 528 番地の 1
- 特定施設に関する事項

(1) No.1 洗浄施設

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「政令」という。）別表第1第67号 洗濯の業に供する洗浄施設	
特定施設の能力	1回当たり183キログラム×2	
設置年月日	昭和50年12月6日	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	9時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 9～10 最大 9～10
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 280 最大 350

浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常	95
	最大	100
	全窒素（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 20 最大 25
全りん（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常	2
	最大	3
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常	28
	最大	34

(2) No.2 洗浄施設

特定施設の種類	政令別表第1第67号 洗濯の業に供する洗浄施設	
特定施設の能力	1回当たり86キログラム	
設置年月日	昭和50年12月6日	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	9時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 9～10 最大 9～10
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 280 最大 350
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 95 最大 100
	全窒素（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 20 最大 25
	全りん（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 2 最大 3
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常	15
	最大	18

(3) No.3 洗浄施設

特定施設の種類	政令別表第1第67号 洗濯の業に供する洗浄施設
特定施設の能力	1回当たり600キログラム

設 置 年 月 日	昭和50年12月6日	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	9時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無 し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 9~10 最大 9~10
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 150 最大 200
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 95 最大 100
	全窒素(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 15 最大 20
	全りん(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 2 最大 3
	汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 75 最大 87

4 汚水等の処理施設に関する事項

工事の着手予定年月日	許可後直ちに
工事の完成予定年月日	着手後60日
使用開始の予定年月日	完成の日
処理施設の種 類	標準活性汚泥処理施設
処理施設の型 式	ばっ気+沈殿
処理施設の構 造	鉄筋コンクリート製
処理施設の主要寸法	縦 12.23メートル 横 6.0メートル 高さ 3.62メートル
処理施設の能力	1日当たり150立方メートル処理
汚水等の処理の方式	標準活性汚泥処理
処理施設の使用時間間隔	連 続

処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	無 し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 9~10 最大 9~10	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 160 最大 200	通常 20 最大 30
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 95 最大 100	通常 20 最大 30
	全窒素(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 25	通常 8 最大 10
	全りん(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 2 最大 3	通常 1 最大 2
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 125 最大 150	通常 125 最大 150	

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

No.1 排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 30
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 30
	全窒素(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 8 最大 10
	全りん(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1 最大 2
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 125 最大 150	

○愛媛県告示第1573号

貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第37条第1項第1号の規定に基づき、次のとおり貸金業者の登録を取り消した。

平成14年9月24日

愛媛県知事 加 戸 守 行

商号又は名称	氏 名	主たる営業所の所在地	登 録 番 号	登 録 年 月 日	取 消 年 月 日
アップ	源代 秀美	川之江市妻鳥町1173番地1	愛媛県知事(1)第02037号	平成14年3月19日	平成14年9月17日

○愛媛県告示第1574号

次の地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成14年9月24日

愛媛県知事 加戸守行

1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

実施者	地 域	調 査 期 間	成 果 の 名 称
大洲市	藤縄の一部 (藤縄第1、第2)	平成12年度から 平成13年度まで	大洲市の 地籍図及び地籍簿

2 認証年月日

平成14年9月24日

○愛媛県告示第1575号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第1項の規定により、玉川町から協議のあった町営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(農道)・長谷金郷谷地区)の施行に平成14年9月12日同意した。

平成14年9月24日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1576号

愛媛県海砂利採取認可要綱(昭和55年12月1日制定)第4条第1項の規定により、海砂利に係る準指定海域を次のとおり設定した。

その関係図書は、各地方局建設部及び各地方局土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成14年9月24日

愛媛県知事 加戸守行

1 海砂利に係る準指定海域

準 指 定 海 域 の 区 域	
海 域 名	海 域 の 範 囲
伯方町北浦地先	イ口、ロ八、ハ二、ニホ及びホイの5直線により囲まれた海域 点 イ 越智郡伯方町大長崎から56度35分1.559.55メートルの点 ロ イ点から175度380メートルの点 ハ ロ点から265度1.020.94メートルの点 ニ 八点から323度311.34メートルの点 ホ 二点から70度10分451.09メートルの点

2 知事は、1の海域の範囲内で砂利採取法(昭和43年法律第74号)第16条の認可をするものとする。

○愛媛県告示第1577号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成14年9月24日

愛媛県知事 加戸守行

1 道路の位置

越智郡大西町大字紺原甲755番3

2 申請人の住所氏名

越智郡大西町大字紺原甲728番地3
有限会社鳥生工務店 代表取締役 鳥生 俊勝

3 図面省略

○愛媛県告示第1578号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成14年9月24日

愛媛県知事 加戸守行

1 道路の位置

北宇和郡吉田町大字鶴間字池ノ尻1419番2及び1419番3

2 申請人の住所氏名

宇和島市伊吹町甲1525番地1
マルタカ産業有限会社 代表取締役 曾根 高一

3 図面省略

○愛媛県告示第1579号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成14年9月24日

愛媛県知事 加戸守行

1 道路の位置

南宇和郡御荘町平城5341番、5342番、5344番、5345番、5352番、5354番、5355番1及び5354番地先水路

2 申請人の住所氏名

南宇和郡御荘町平城3750番地
有限会社 埜下建設 代表取締役 埜下 治孝

3 図面省略

